

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市土地改良区が土地改良事業計画を変更することについて令和7年9月16日適当と決定した。その関係書類を丸亀市産業生活部農林水産課において令和7年10月3日から同月23日まで縦覧に供する。

令和7年9月26日

香川県知事 池 田 豊 人